

別表第1（第3条関係）

立地に関する基準

1 立地環境

申請者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、次に掲げる立地環境に関する事項を遵守するものとする。

（1）生活環境に関する事項

ア 大気汚染、騒音、悪臭若しくは振動又は河川、水路、地下水等の汚染による生活環境への影響のおそれがないこと。

イ 地すべり、土砂くずれ等の災害を発生させるおそれがないこと（埋立処理施設の場合に限る。）。

（2）施設距離の確保に関する事項

ア 学校、図書館等の教育・文化施設又は病院、老人ホーム等の医療・福祉施設の敷地境界からの距離が、おおむね100メートル以上あること。

イ 住宅、店舗等の敷地境界からの距離がおおむね50メートル以上あること（埋立処理施設の場合に限る。）。

（3）地域、区域等の制限に関する基準

ア 処理施設にあつては、次の地域、区域等を原則として含まないこと。

（ア）自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する特別地域及び普通地域

（イ）静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）に規定する特別地域及び普通地域

（ウ）自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域

（エ）静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）に規定する特別地区及び普通地区

（オ）静岡市景観条例（平成20年静岡市条例第18号）に規定する景観計画重点地区

イ 埋立処理施設にあつては、次の地域、区域等を原則として含まないこと。

（ア）（3）アに掲げる地域、区域等

（イ）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣特別保護地区

（ウ）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(エ) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域

(オ) 砂防法（明治30年法律第29号）に規定する砂防指定地

(カ) 森林法（昭和26年法律第249号）に規定する保安林

(キ) 海岸法（昭和31年法律第101号）に規定する海岸保全区域

2 立地要件

申請者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、次に掲げる立地要件に関する事項を遵守するものとする。

(1) 予定地の使用権原を有すること。

(2) 予定地に係る関係法令の規制又は要綱その他の行政指導の適用を受ける場合は、これらの法令等による手続をとること。

別表第2（第4条関係）

環境調査指針

1 環境調査

申請者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、その計画、跡地利用の計画等の基礎資料を得るため、次により環境調査を実施するものとする。

- （1）調査方法 既存の資料により調査を行い、必要に応じて現地調査を実施する。
- （2）調査地域 計画地及びその周辺地域（計画地の敷地境界から、おおむね500メートル以内の地域をいう。以下同じ。）について調査する。
- （3）調査項目

ア 計画地

- （ア）平たん地、傾斜地、沢状地等の地形の状況
- （イ）土地の使用現況
- （ウ）赤道、青線等の国・公有地の状況
- （エ）地質の分布状況（埋立処理施設の場合に限る。）
- （オ）湧水の状況（埋立処理施設の場合に限る。）

イ 周辺地域

- （ア）土地の使用状況
- （イ）人家の分布、戸数等の状況
- （ウ）学校、病院等の公共施設の分布状況
- （エ）使用予定道路の位置、構造等の状況
- （オ）河川、地下水等の状況（埋立処理施設の場合に限る。）
- （カ）井水の使用状況（埋立処理施設の場合に限る。）

ウ 計画地及び周辺地域

- （ア）関係法令、条例、要綱等による規制等の状況
- （イ）地すべり、土砂くずれ等の過去の災害発生状況（埋立処理施設の場合に限る。）

2 実施計画の検討

申請者は、前条の規定による環境調査の結果に基づき、汚染土壌処理施設の設置等が環境に与える影響等を考慮して、当該設置等の実施計画、跡地利用計画等を検討するものとする。

3 環境保全対策の検討

申請者は、環境調査及び検討の結果、必要があると認めるときは、公害の防止、自然環境

の保全等のための対策を検討するものとする。

別表第3（第5条関係）

構造に関する基準

1 基準の遵守

申請者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、法、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）その他の関係法令に定める構造に関する基準のほか、2 処理施設（埋立処理施設を除く。）に関する基準又は3 埋立処理施設に関する基準を遵守するものとする。

2 処理施設（埋立処理施設を除く。）に関する基準

処理施設に関する構造基準は、次に掲げるものとする。

（1）囲い等

ア 施設の周囲には、人がみだりに施設内に立ち入るのを防止することができる囲いを設けること。

イ 出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる門扉を設けること。

ウ 囲い及び門扉は、容易に転倒せず、又は破壊されない材質及び構造とすること。

（2）表示等

出入口付近の見やすい場所に、次の様式により、汚染土壌の処理施設である旨を表示する立札その他の設備を設けること。

100cm	汚 染 土 壌 の 処 理 施 設			
	汚 染 土 壌 の 特 定 有 害 物 質 に よ る 汚 染 状 態			
	処 理 の 方 法			
	管 理 者 名		連 絡 先	()
	← 50cm →	← 50cm →	← 25cm →	
	← 200cm →			

(注)

- 1 表示は、下地を白色とし、文字を黒色とすること。
- 2 材質は、耐水性のもので、強度が十分あること。

(3) 緩衝地帯

原則として、敷地境界から1メートル以上の距離を確保した緩衝地帯を設け、緑化に努めること。

(4) 搬入道路

ア 搬入車両の通行に支障のないよう十分な幅員を確保すること。

イ 必要に応じて、砂利の敷込み又は舗装を行うこと。

ウ 公道への取付けに当たっては、道路管理者と協議すること。

(5) 消火設備

必要に応じて、消火器、貯水槽、散水器その他の適切な消火設備を設けること。

(6) 洗車設備

必要に応じて、運搬車両の洗車設備を設けること。

(7) 駐車設備

車両の通行及び汚染土壌処理に支障が生じないように、必要に応じて運搬車両の駐車設備を設けること。

(8) 雨水等の流入防止

施設内に外部の雨水等が流入するのを防止することができる開きよその他の設備を設けること。

(9) 管理事務所

施設の維持管理を行うため、必要に応じて施設内に管理事務所を設置すること。

3 埋立処理施設に関する基準

静岡市産業廃棄物最終処分場の構造等に関する指導基準を準用する。

別表第 4 （第 6 条関係）

事前手続の終了時期

	区 分	終了時期
1	法第22条第1項の汚染土壌処理施設の設置をする場合	施設の建設に着手する時
2	法第23条第1項の変更	
	（ 1 ） 汚染土壌処理施設の改修を行う場合	当該改修に着手する時
	（ 2 ） 汚染土壌処理施設の改修を行わない場合	当該申請を行う時

別表第5（第6条関係）

添付書類

事業計画書に添付する書類は、次のとおりとする。

- 1 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- 2 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面
- 3 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 汚染土壌の処理工程図
- 5 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること。）を証する書類
- 6 埋立処理施設にあつては、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う場合における当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し
- 7 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水（以下「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排水」という。）及び排水に係る用水の系統を説明する書類
- 8 排出口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に排水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除される水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排水の水質の測定方法を記載した書類
- 9 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質の測定方法を記載した書類
- 10 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類
- 11 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第4条第1号ヲ（1）から（6）までに掲げる物質、土壤汚染対策法施行令第1条第

8号、第12号、第13号、第15号、第19号、第23号及び第25号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他施設の開口部をいう。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

12 汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であって、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項又は第2項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設以外の汚染土壌処理施設において処理する場合における当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌処理施設」という。）について法第22条第1項の許可を受けた者の当該処理を受託することについての同意書及び当該者が当該許可を受けていることを証する書類

13 汚染土壌処理施設の設置場所を示す地形図

14 汚染土壌処理施設への搬入経路を示す図

15 埋立処理施設にあつては、計画地全体の面積及び埋立の面積の実測求積図

16 埋立処理施設であつて浸出液処理設備を設置する場合にあつては、当該設備の位置を示す図面、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに埋立中及び埋立終了後の浸出液検査方法を明記した書類

17 埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であつて保管施設を有する場合にあつては、その構造を示す図面

18 汚染土壌処理施設の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果に関する書類

別表第6（第6条関係）

事業計画書の記載事項

事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- 1 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地
- 2 他に法第22条第1項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事（土壌汚染対策法施行令第10条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）
- 3 汚染土壌の処理の方法
- 4 セメント製造施設にあつては、製造されるセメントの品質管理の方法
- 5 汚染土壌の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量
- 6 申請者が法人である場合には、法第22条第3項第2号ホに規定するその事業を行う役員の氏名及び住所
- 7 再処理汚染土壌処理施設に掲げる次の事項
 - （1）再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地
 - （2）再処理汚染土壌処理施設についての法第22条第1項の許可をした者及び当該許可に係る許可番号
 - （3）再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力
- 8 汚染土壌処理施設の立地等に関する事項
- 9 汚染土壌処理施設の環境調査指針に関する事項
- 10 汚染土壌処理施設の構造等に関する事項
- 11 埋立処理施設にあつては、跡地利用方法

別表第 7（第 7 条関係）

関係地域

- 1 汚染土壌処理施設を設置する事業場の敷地（以下「計画地」という。）及びその隣接地
- 2 計画地を含む自治会、町内会その他の町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）の区域
- 3 計画地の隣接地を含む自治会等の区域
- 4 汚染土壌処理施設の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査において、汚染土壌処理施設の設置等に伴い生活環境への影響が及ぶ範囲であると認められる地域

別表第8（第7条関係）

関係住民

- 1 関係地域内に所在する事業所、学校等に通勤、通学等をする者
- 2 関係地域内に所在する土地の土地所有者等
- 3 汚染土壌処理施設からの排水（雨水及び水質汚濁防止法第2条第9項に規定する生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域（同条第1項に規定する公共用水域をいう。）において、水利権を有する者

別表第9（第7条関係）

説明会開催に係る記載事項

- 1 開催を予定する日時及び場所
- 2 事業計画書提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 3 汚染土壌処理施設の設置場所
- 4 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
- 5 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- 6 説明会の開催を予定する場所の収容定員
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所の選定理由
- 8 事業計画書提出者側の出席者及び説明内容その他の具体的な開催計画
- 9 関係地域
- 10 説明会の開催に係る公表の方法

様式第 1 号（第 6 条関係）

汚染土壌処理施設設置等事業計画書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

提出者

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

汚染土壌処理施設を（設置・変更）するので、静岡市汚染土壌適正処理指導要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

申請者の事務所の所在地							
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称							
汚染土壌処理施設の設置の場所							
汚染土壌処理施設の種類							
汚染土壌処理施設の構造							
汚染土壌処理施設の処理能力	$\text{m}^3/\text{日} \quad () \text{時間}$ $\text{t}/\text{日} \quad () \text{時間}$ $\text{m}^3/\text{時間}$ $\text{t}/\text{時間}$ 面積 m^2 埋立容量 m^3						
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態							
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合はその都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）及び許可番号（申請中の場合は、申請年月日及び申請先）	<table><tr><td>許可番号（申請年月日）</td><td>都道府県（市）名</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	許可番号（申請年月日）	都道府県（市）名				
許可番号（申請年月日）	都道府県（市）名						

汚 染 土 壌 の 処 理 の 方 法																								
セメントの品質管理方法 (セメント製造施設に限る。)																								
保 管 設 備 の 場 所 及 び 容 量																								
法第22条第3項第2号ホに 規定する役員の氏名及び住所	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">氏名</td> <td colspan="3">住所</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>						氏名			住所														
氏名			住所																					
再処理汚染土壌処理施設に係 る事業場の名称及び所在地並 びに再処理汚染土壌処理施設 の許可者、許可番号、種類及 び能力	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>許可者</th> <th>許可番号</th> <th>種類</th> <th>処理能力</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						名称	所在地	許可者	許可番号	種類	処理能力												
名称	所在地	許可者	許可番号	種類	処理能力																			
汚 染 土 壌 処 理 施 設 の立地等に関する事項																								
汚 染 土 壌 処 理 施 設 の 環境調査指針に関する事項																								
汚 染 土 壌 処 理 施 設 の構造等に関する事項																								
埋立処理施設にあつては、 跡 地 利 用 方 法																								

(注)

- 1 汚染土壌処理施設の種類の欄には、浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設の別を記載してください。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

措置内容報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

提出者

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

静岡市汚染土壌適正処理指導要綱第 6 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで提出した汚染土壌処理施設設置等事業計画書に係る意見に対する措置内容について、同条第 5 項の規定により、次のとおり報告します。

項 目	意 見	措 置 内 容	関係機関確認

様式第3号（第7条関係）

説明会開催計画書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所〔 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 〕

提出者

氏名〔 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 〕

静岡市汚染土壌適正処理指導要第6条第1項の規定により 年 月 日付けで提出した汚染土壌処理施設設置等事業計画書に係る説明会を開催するので、同要綱第7条第3項の規定により、次のとおり提出します。

申請者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の概要	設置の場所	
	種類	
	構造	
	処理能力	
	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
説明会の概要	日時	
	場所	1 所在地 2 名称（会場名）
	収容定員	
	日時及び場所の選定理由	
	具体的な開催計画	1 事業計画書提出者側の出席者 2 説明内容及びその説明方法並びに説明を行う者

関係地域	
要綱第7条第2項の規定による公表の方法	

(注)

- 1 説明会において配布する予定の資料並びに説明会の開催を予定する場所及び関係地域を示す地図を添付してください。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

様式第4号（第7条関係）

説明会開催報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

提出者

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

静岡市汚染土壌適正処理指導要綱第7条第1項の規定により 年 月 日付けで提出した汚染土壌処理施設設置等事業計画書に係る説明会を開催したので、同条第4項の規定により、次のとおり報告します。

申請者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
施設の概要	汚染土壌処理施設の設置の場所	
	汚染土壌処理施設の種類	
説明会の概要	日 時	
	場 所	1 所在地 2 名称（会場名）
	実施の状況	1 出席者（事業計画書提出者側の出席者を除く。）の数 2 事業計画書提出者側の出席者 3 説明内容及びその説明方法並びに説明を行った者 4 質疑応答の概要

（注）

- 1 説明会において配布した資料を添付してください。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

様式第5号（第7条関係）

説明会開催不能届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }

提出者

氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

静岡市汚染土壌適正処理指導要綱第7条第1項の規定により 年 月 日付けで提出した汚染土壌処理施設設置等事業計画書に係る説明会を開催することができないので、同条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

申請者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
施設の概要	汚染土壌処理施設の設置の場所	
	汚染土壌処理施設の種類	
説明会を開催することができない理由		
事業計画書の内容を周知する方法		

（注）説明会を開催することができない理由を証する資料を添付してください。

様式第 6 号（第10条関係）

事業計画書記載事項変更届

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

提出者

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

静岡市汚染土壌適正処理指導要綱第 6 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで提出した汚染土壌処理施設設置等事業計画書の記載事項を変更するので、同要綱第10条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

申 請 者 の 事 務 所 の 所 在 地		
汚 染 土 壌 処 理 施 設 に 係 る 事 業 場 の 名 称		
汚 染 土 壌 処 理 施 設 の 設 置 の 場 所		
汚 染 土 壌 処 理 施 設 の 種 類		
変 更 す る 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

様式第 7 号（第11条関係）

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

汚染土壌処理施設設置等事前手続完了通知書

静岡市汚染土壌適正処理指導要綱第 6 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで提出した汚染土壌処理施設設置等事業計画書に係る事前手続が完了したので、同要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 申請者の事務所の所在地
- 2 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- 3 汚染土壌処理施設の設置の場所
- 4 汚染土壌処理施設の種類
- 5 その他

様式第 8 号（第12条関係）

事業計画廃止届

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

提出者

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

静岡市汚染土壌適正処理指導要綱第 6 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで提出した汚染土壌処理施設設置等事業計画書に係る事業の計画を廃止したので、同要綱第12条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

申請者の事務所の所在地	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
廃止の理由	